

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

総合政策部 広報課

許認可等の内容		栃木市マスコットキャラクター「とち介」派遣の承認の決定
根拠法令等及び条項		栃木市マスコットキャラクター「とち介」派遣事業実施要綱第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	2週間
審査 基準	根拠条項	栃木市マスコットキャラクター「とち介」派遣事業実施要綱第2条
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 5月16日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市マスコットキャラクター「とち介」派遣事業実施要綱</p> <p>第2条 派遣は、次に掲げる催事（事業又は催しをいう。以下同じ。）に対し行うものとする。</p> <p>(1) 市が実施し、又は参加する催事</p> <p>(2) 多数の者が参加し、市のイメージ及び知名度の向上を見込むことができる催事であって、公共性の高いもの</p> <p>(3) 市内の自治会その他これに準ずる団体が市内において主催する催事であって、小学生以下の者を対象とするもの</p> <p>(4) 市内の保育園、幼稚園、小中学校等で開催される催事</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める催事</p> <p>2 前項の規定にかかわらず企業等が主催する催事で、直接営業や商品の販売促進を行うものに対する派遣は、行わない。</p> <p>3 原則として着ぐるみの被服のみの貸出しは行わない。</p>	